

鳥取県西部沿岸土砂管理連絡調整会議 運営方針

(名称)

本会議は、鳥取県西部沿岸土砂管理連絡調整会議（以下「調整会議」）と称する。

(目的)

調整会議は、淀江漁港から境水道の区間において、土砂の流れの連続性の確保及び回復を目指し、関係機関が連携しながら土砂管理等を促進するため、その方策の検討及び調整を図ることを目的とする。

(調整内容)

調整会議は、上記の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議調整を行う。

- (1) 関係機関の連絡調整に関する事項
- (2) 土砂管理の効果検証及び事業調整に関する事項
- (3) その他土砂管理に関して必要な事項

(会議の構成)

調整会議は、別表に掲げる構成員によるものとする。

(会議の招集)

調整会議は、議事内容を整理した上で事務局が招集することとし、年1～2回の開催を行うこととする。

(会議の議事進行)

調整会議の議事進行は、事務局において行い、会議を総括するものとする。

(事務局)

調整会議の事務を処理するため、鳥取県県土整備部河川課に事務局を置く。